

令和2年度第2回 神戸市福祉有償運送運営協議会 議事録要旨

日時：令和3年3月25日（木） 午後1時30分～3時10分

場所：市役所1号館24階1241会議室

1. 開会

- ・今回の協議会については、個人情報に当たらない部分については、議事要旨をホームページ上で公開する。

2. 議題

(1) 「運営協議会における協議の基準」の改正について

- ・神戸運輸監理部兵庫陸運部より、自家用有償旅客運送制度に係る改正事項について説明

- ・事務局より「神戸市福祉有償運送運営協議会基準」改正について説明

(2) 更新登録申請案件（1件）の協議について

新規登録申請案件（1件）の協議について

対価変更案件（1件）の協議について

- ・事務局より更新申請、新規申請及び対価変更事業者の概要について説明（資料6）
- ・質疑応答

【個別協議】

① 社会福祉法人しんじゅ

[法人との質疑応答]

(委員) 運行管理責任者は、事務所にいて点呼や運行前のアルコールチェックは行っているか。

(法人) はい、アルコールチェックはアルコールチェッカーを用いて行っている。

(委員) 違反のある運転者について、報告や再発防止対策は行っているか。

(法人) 運転手にはすぐに報告するよう伝えている。また口頭で注意指導している。

(委員) 何度も違反を繰り返している方もいる。普段から運行中も十分に気をつけるように。また、免許停止の行政処分を受けていないか、免許証を運行前に確認する等して運行管理責任者が責任を持って対応するようにしてほしい。

(委員) 事務所の所在地が変更になっているが実際に業務を実施しているのはどこか。

(法人) 事務所は移転をしたが、法人本部において当該事業を実施している。

(委員) 実際に主体として事業を実施しているのが法人本部ということであれば、法人本部を事務所の所在地として届出をする必要がある。

<p>[協議結果] 社会福祉法人しんじゅについては、事務所の名称及び所在地の修正を付帯条件とし、協議が調ったものとする。</p>
--

② 特定営利活動法人エフォート

[法人との質疑応答]

(委員) 定款には飲食業営業、配食、福祉有償運送と記載されているが、元々されているのか。

(法人) 8月頃に別の場所で飲食店を開業する予定にしている。

(委員) 事務所とは別の場所で飲食店を開業することだが、運行管理責任者は事務所において運行管理ができるのか。

(法人) 運行管理責任者は事務所にいる。飲食店は別の従業員が行う。

(委員) 現在3名の会員が登録されているが、具体的にどういう福祉有償運送を想定しているか。

(法人) 通院や通所を想定している。

(委員) 福祉有償運送と飲食、宅配を行うとのことだが、それぞれのニーズをどこで拾うのか。

(法人) 福祉有償運送を必要とする方には配食サービスのニーズが、その逆もあると思うので、それぞれのニーズを取り込めればと思っている。

(委員) 車両について、西区の会社より借受されるようだが、車両の移動等はどのよう

に行うのか。

(法人) 運転手が車両と一緒に出勤し、運送後は事務所で保管するか、運転手が使用者である会社に返却に行く。

(委員) 運転手が返却する行程についても、当該事業の運行管理の範疇である。

(法人) 事務所の駐車場に置いておく方が現実的かと考えている。将来的には、譲り受けるつもりになっている。

(委員) 在宅配食サービスに対価が発生するのであれば、運送業に該当するため別途の許認可申請が必要になる。そこに疑義がないようにきっちりと棲み分けをするようにしてほしい。

(法人) その点は理解をしている。

(委員) 福祉有償運送事業は、営利目的ではない、安全に利用者を運送することが大事であることを心得てほしい。

[協議結果] 特定非営利活動法人エフォートについては、協議が調ったものとする。

③ 特定非営利活動法人西すず安心センター

[法人との質疑応答]

(委員) 今まで待機料金はどういう形で発生していたのか。

(法人) 待機料金は発生したことがないので廃止したい。利用者から連絡があってから迎えに行くという形にしている。

(委員) 待機料金を廃止しても、輸送収入そのものはあまり関係がないということか。

(法人) そうです。特別に運転手として雇う程の規模でもないので法人職員が運転手を担っていることもあり、あまり関係はない。

[協議結果] 特定非営利活動法人西すず安心センターについては、協議が調ったものとする。

4. 閉会

次回の協議会の開催は、令和3年7月頃予定